発行人 大 分 県

編集 株明文堂印刷

(定価 箇年 三万八千八百八十円

Ħ

次

令 和 四 年

号

外 四七

六

月

+

日

第四条

(知事が必要と認める図書等)

一 農林水産省が策定する環境と調和のとれた農業生産活動規範に係る点検シート

(家畜

法第三条第三項第一号の要件を満たしていることを証する図書

省令第六十四条第一項の知事が必要と認める図書は、

次に掲げる図書とする

(木曜日)

所在地を所轄する振興局を経由しなければならない。ただし、

スにより当該書類等を知事に提出する場合は、この限りでない。

第三条

法、

省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類等は、

農林水産省共通申請サービ 提出に係る畜舎等の

(書類等の経由

第五条 省令第六十四条第二項の知事が不要と認める図書は、 (知事が不要と認める図書) その他知事が特に必要と認める図書 確認書(第一号様式及び第二号様式 前条第三号に掲げる図書を添付する場合にあっては、

の各項に掲げる図書。 署長の同意を得るために必要な図書として知事が別に定めるもの (昭和二十三年法律第百八十六号) ただし、 次に掲げる図書を除く。

第七条第一

| 項に規定する消防長又は消防

省令別表第三から別表第八まで

次に掲げる図書とする。

ポスターの作成の公営に関する規程の一部改正…………………………………………七 大分県議会議員及び大分県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及び

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則をここに公布する。

大分県知事

広

瀬

勝

貞

○規

則

大分県収入証紙取扱規則の一部改正…………

選挙管理委員会告示

に代わる公告に関する規則の廃止…

大分都市計画事業大分臨海工業地帯大在土地区画整理事業に係る清算金取扱規則の廃止…六

六

を証する図書又は書類 る者(第七条において

Ŧi.

六

ものであることについて、

建築基準法

(昭和二十五年法律第二百一号)

第七十七条の五

十八第一項の登録を受けた者又はこれと同等以上の知識及び経験を有すると知事が認め

「建築基準適合判定資格者等」という。)がこれに適合したこと

特例畜舎等以外の畜舎等に係る畜舎建築利用計画が法第三条第三項第四号に適合する

の飼養・生産

大分県が施行する土地区画整理事業に係る通知及び照会に代わる公告並びに書類の送付 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則の制定……………………………………

則

次条第一項の認定に係る申請をする者にあっては、 当該申請をするために必要な図

二 その他知事が不要と認める図書

(接道の認定

第一条 この規則は、

ものとする (定義)

大分県規則第三十四号

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則

令和四年六月三十日

第六条 省令第四十八条第二項の規定による認定を受けようとする者は、 ばならない。 申請書(第三号様式)の正本及び副本に、 知事が必要と認める書類を添えて提出しなけ 知事に対し、 認

定申請書を用いてされたときは、認定通知書に当該認定申請書及び添付書類の写しを添付 式)を申請者に交付するものとする。この場合において、当該認定に係る申請が前項の認 知事は、省令第四十八条第二項の規定による認定をしたときは、認定通知書 (第四号様

第二条 この規則において使用する用語は、法及び省令において使用する用語の例による。

令和四年六月三十日

和三年国土交通省令第六号。以下「省令」という。)の施行に関し、必要な事項を定め号。以下「法」という。)及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則

必要な事項を定める

2

令

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(令和三年法律第三十四

大分県報号外

建築主氏名	
※ 各事項を確認の上、□に√を記入して下さい。	この規則は、公布の日から施行する。 附 則
□ 畜舎等の水質、悪臭、害虫等により周辺住民の生活環境を著しく悪化させることのないよう配慮すること。また、畜舎等の建設前に周辺住民への理解醸成を得ることに努め、周辺住民の同意を得た上で建設すること。	こ 一十回
□ 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第12条の3の飼養衛生管理基準を遵守し、当該家畜の飼養に係る衛生管理を行うこと。	三十日 三十日 一 初回の報告 認定を受けた日の属する年度の翌年度から起算して四年目の年度の六月 げる日とする
□ 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則第91条における利用の状況の報告を遅滞なく行うこと。	第九条 省令第九十一条の知事の定める日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲(利用状況の報告)
□ 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則第6条における畜舎等の構造 計算等の基準を満たしていることその他安全上の支障が無いこと。	様式)を申請者に交付するものとする。 ② 知事は、法第十条第一項から第三項までの認可をしないときは、不認可通知書(第七号様式)を申請者に交付するものとする。 第7条 知事は、法第十条第一項から第三項までの認可をしたときは、認可通知書(第六号
名は、田戸選系列出計画の環境の中間であって、下記事項でプッで開場しました。 記	
海	一に定める基準に適合することについて、建築基準適合判定資格者等がこれに適合したこ土交通大臣が定める基準等を定める件(平成二十七年国土交通省告示第二百四十七号)第定を受けようとする認定畜舎等又はその部分が、建築基準法第七条の六第一項第二号の国
年 月 日	第七条 省令第七十六条第一項に規定する知事が必要と認める図書及び書類は、仮使用の認(仮使用の認定に係る知事が必要と認める図書及び書類)
確認書(建築主用)	号様式)を申請者に交付するものとする。
第1号樣式(第4条関係)	3 印事は、省合第四十八条第二頁の規定による忍定をしなった考は、不忍定通印書(第丘 するものとする。

\bigcirc	
(3) 道路	
(2) 区域、地域、地区又は街区	
(1) 工事施工地又は所在地	
3 畜舎等及び畜舎等の敷地に関する事項	
(5) 連絡先	
(4) 所在地	(押 印 不 要)
(3) 建築士事務所名 () 建築士事務所 () 知事登録番号 号	登 録 番 号
(2) 氏名	
(1) 資格 () 建築士 () 登録番号 号	(押 印 不 要)
2 設計者の概要	建築士氏名
(3) 連絡先	
(2) 住所又は主たる事務所の所在地	
(1) 氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名	※ 確認の上、□に✓を記入して下さい。
1 申請者の氏名等	
記	計算等の基準を満たしていることその他の安全上支障がないこと。
	□ 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則第6条における畜舎等の構造
申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。	
畜舎等の建築及び利用の特例に関する法律施行規則第48条第2項の規定による認定を	삔
代表者の氏名	私は、畜舎建築利用計画の認定の申請において、下記事項について確認しました。
申請者の連絡先	
申請者の氏名又は名称	大分県知事 殿
主たる事務所の所在地	
申請者の住所又は	年 月 日
大分県知事 殿	
年 月 日	確認書(建築士用)
認定申請書	
第3号樣式(第6条関係)	第2号様式(第4条関係)

ш	
Щ	

	備考 第3号様式による用紙で提出するときは、正本及び副本の二部提出すること(添付書類を含む。)。
	5 添付書類(1) 申請に係る畜舎等が建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条の3第4項各号に掲げる基準に適合していることを証するもの(2) その他知事が必要と認める書類
	(4) 高さ m (5) 備考
	□A構造畜舎等 □B構造畜舎等
	□新築 □増築 □改築 □柱を撤去する行為 □模様替 (3) 構造 造 一部 造
	(2) 工事種類
2 認定に係る音舎等の種類	(1) 番号
1 認定に係る亩舎等の工事施工地区は所在地	4 畜舎等別の構造及び設備の概要
* (/) *	(12) 備考
l l l l l l l l l l l l l l l l l l l	(11) 工事完了予定年月日
	(10) 工事着手予定年月日
中 月 日刊のの中間にフィーは、田戸寺の建築寺及の利用の村別に図りる法律施行規則第48条第2項の規定に基づき、認定しましたので通知します。	(9) 申請に係る畜舎等の数
I	2) 建蕨率 (由共郊1) (中共 NM () 郊1) (今共
大分県知事	(7) 建築面積
	□新築 □増築 □改築 □柱を撤去する行為 □模様替
遷 遷	(6) 工事種類
	□飼養施設 □搾乳施設 □集乳施設 □堆肥舎
認定年月日 年 月 日	(5) 畜舎等の種類
認定番号 第 号	③ 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値
	建厳率
認定通知書	
	(-)
第4号樣式(第6条関係)	(4) 敷地面積

第5号樣式(第6条関係)	第6号樣式(第8条関係)
不認定通知書	認可通知書
年 月 日	年第
殿	赐巴平月日 年 月
	殿
大分県知事	
I	大分県知事
年 月 日刊けの申請については、下記の理由により音音等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則第48条第2項の規定による認定をしないものとしま	年 月 日付けの申請については、畜舎等の建築等及び利用の特例に関す
	第1項 る法律第10条 第2項 の規定に基づき、認可しましたので通知します。
Ent.	第3項
不認定の理由	
教示	뱀
この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定	1 認可に係る畜舎等の工事施工地又は所在地
「ネソ、「の短りがありた」では加りた口の五口がら延昇してらず石を内で、ベリボ州 事に対して審査請求をすることができます(なお、処分があったことを知った日の翌日 、、も然、この、ロシセノナーレン・四くで日の田口、、も然、これでは、、こので	2 認可に係る畜舎等の種類
から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。)。また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭	
和3/平茂年年129年)の死とにより、この処方がめつだことを知りだ口の翌日がら延昇して6か月以内に、大分県を被告として(訴訟において大分県を代表する者は大分県知重とさります。) 加分の取消しの訴さる提起することができます(さむ 加分があっ	
たことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算	
して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起する	

(第8条関係)

不認可通知書

礟

併 \mathbb{H} 日付けの申請については、下記の理由により畜舎等の建築等及び 第1項

利用の特例に関する法律第10条 第2項 第3項 の規定による認可をしないものとします。

Ш

不認可の理由

から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合 事に対して審査請求をすることができます(なお、処分があったことを知った日の翌日 には、正当な理由がない限り、審査譜求をすることができなくなります。)。 により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大分県知 この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定

ことができなくなります。)。 たことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算 事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分があっ して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起する して6か月以内に、大分県を被告として(訴訟において大分県を代表する者は大分県知 和37年法律第139号)の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算 また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭

代わる公告に関する規則を廃止する規則をここに公布する。 大分県が施行する土地区画整理事業に係る通知及び照会に代わる公告並びに書類の送付に

令和四年六月三十日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

大分県規則第三十五号

併

耳

Ш

大分県が施行する土地区画整理事業に係る通知及び照会に代わる公告並びに書

類の送付に代わる公告に関する規則を廃止する規則

大分県が施行する土地区画整理事業に係る通知及び照会に代わる公告並びに書類の送付に

代わる公告に関する規則(昭和五十年大分県規則第四十九号)は、廃止する。

この規則は、 公布の日から施行する

る規則をここに公布する。 大分都市計画事業大分臨海工業地帯大在土地区画整理事業に係る清算金取扱規則を廃止す

令和四年六月三十日

大分県規則第三十六号

大分県知事

広

瀬

勝

貞

大分都市計画事業大分臨海工業地帯大在土地区画整理事業に係る清算金取扱規

則を廃止する規則

年大分県規則第七十二号) 大分都市計画事業大分臨海工業地帯大在土地区画整理事業に係る清算金取扱規則 は、 廃止する。 (平成九

則

この規則は、 公布の日から施行する。

大分県収入証紙取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年六月三十日

大分県規則第三十七号

大分県知事

広

瀬

勝

貞

大分県収入証紙取扱規則の一部を改正する規則

大分県収入証紙取扱規則(昭和五十年大分県規則第十九号)の一部を次のように改正す

る。

別表の家畜市場登録事務の項の次に次のように加える。

び利用の特例に関畜舎等の建築等及 する法律関係事務

申請手数料用計画認定

更認定申請手数料

定申請手数料認定畜舎等の仮使用認

料地位承継認可申請手数

の認定申請手数料敷地等と道路との関係

数料免許状有効期間更新手

別表の教育職員免許状関係事務の項中

数料免許状有効期間延長手

免許状書換え手数料

免許状再交付手数料

を

免許状再交付手数料

に改める。

免許状書換え手数料

認手数料

認期限延期手数料免許状更新講習修了確

数料免許狀更新講習免除手

附 則

は、 この規則は、 令和四年七月一日から施行する。 公布の日から施行する。 ただし、教育職員免許状関係事務の項の改正規定

選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第四十二号

を次のように改正する。 スターの作成の公営に関する規程(平成六年大分県選挙管理委員会告示第二十三号) 大分県議会議員及び大分県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポ の一部

令和四年六月三十日

大分県選挙管理委員会委員長 木

廣

俊

第四号様式その一備考4②中「15,800円」を「16,100円」に改める。

第四号様式の二備考4②中「7円51歳」を「7円73歳」に、 「375,500円+5円2銭」を ^[38]

6,500円+5円18歳」に改める。

第五号様式備考4②中「310,500円+525円6歳」を「316,250円+541円31歳」に、

30円+27円50銭」を「586,905円+28円35銭」に改める。

紙) 円31銭」に、「573,030円+27円50銭」を「586,905円+28円35銭」に改める。 備考1中「7円51銭」を「7円73銭」に、 「375,500円+5円2銭」を「386,500円+5円18

第六号様式その一 (別紙) その2(1)中「15,800」を「16,100」に改め、同様式その二 (別

附則

(施行期日)

1 この告示は、 公示の日から施行する。

(適用区分)

2

車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する規程の規定は、この告示の施行の 日以後その期日を告示される選挙について適用し、 この告示による改正後の大分県議会議員及び大分県知事の選挙における選挙運動用自動 同日の前日までにその期日を告示され

た選挙については、なお従前の例による。